

第Ⅲ部

防衛目標を実現するための 3つのアプローチなど

第1章

わが国自身の防衛体制

第2章

日米同盟

第3章

同志国などとの連携

第4章

地域社会や環境との共生に関する取組

第1章

わが国自身の防衛体制

国家防衛戦略では、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出していくこと、同盟国・同志国などと協力・連携して力による一方的な現状変更やその試みを抑止すること、わが国への侵攻が生じた場合はわが国が主たる責任をもって対処すること、の3つを防衛目標として掲げ、これを実現するために、①わが国自身の防衛体制、②日米同盟、③同志国などとの連携という、強化すべき3つのアプローチを示し、あらゆる努力を統合して実施していくとしている。

第Ⅲ部では、防衛目標を達成するための3つのアプローチとその具体的な内容について説明する。

第1章は、「わが国自身の防衛体制」として、わが国への侵攻に対する自衛隊の行動などをはじめ、防衛力の抜本的強化や国全体で推進していく防衛体制の強化の取組について記述する。

第2章は、「日米同盟」として、わが国の安全保障政策の基軸である日米同盟について、同盟による抑止力と対処力の強化にかかわる取組を記述する。

第3章は、「同志国などとの連携」として、多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進のために行っている取組や、海洋安全保障の確保、同志国などとの訓練・演習、国際平和協力活動、軍備管理・軍縮・不拡散への取組など、国際社会全体の平和と安定、繁栄の確保のための取組について記述する。

その他、第4章では、「地域社会や環境との共生に関する取組」として、地域社会との調和にかかる施策、気候変動・環境問題への対応、情報発信や公文書管理・情報公開などについて記述する。

□ 参照 Ⅱ部2章2節（国家防衛戦略の概要）

第1節

わが国に対する侵攻への対応など

海に囲まれ長大な海岸線を持つわが国は、本土から離れた多くの島嶼や広大な排他的経済水域（EEZ）、大陸棚を有しており、そこに広く存在する国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空と多くの資源を守り抜くことが課題である。また、資源や食料の多くを海外との貿易に依存するわが国にとって、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することも不可欠である。

万が一、抑止が破綻し、わが国に対して侵攻が生じた場合は、その態様に応じて迅速かつ柔軟に対応し、同盟国の支援を受けつつ、わが国が主たる責任をもって侵攻に対処する。その際、防衛省・自衛隊は、統合作戦司令部の一元的な指揮のもと、陸・海・空の領域と宇宙・サイバー・電磁波の領域における作戦能力などを有機的に融合させるとともに、陸・海・空自の部隊を連携させて統合作戦を行い、わが国に対する侵攻を阻止・排除する。また、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威となる大規模テロや重要なインフラに対する攻撃に対し

ても、関係機関と連携して実効的な対処を行う。

防衛省・自衛隊は、侵攻への対処だけでなく、わが国の平和と安全にかかわる力による一方的な現状変更やその試みなどにも対応し、これを抑止する意思と能力を示し続ける必要がある。このため、平素から常時継続的に情報収集・警戒監視を行い、事態の兆候を早期に把握するとともに、外国の軍用機や艦船などによる領空侵犯や領海侵入に対して迅速かつ的確に対応する態勢を維持している。また、わが国の重要な海上交通路（シーレーン）の安定的利用を確保するために、関係機関や同志国などと協力・連携し、海賊対処や日本関係船舶の安全確保に必要な取組などを行う。

1 わが国に対する侵攻や大規模テロなどへの対応

1 自衛隊の統合作戦

わが国への侵攻が生じた場合、統合作戦司令官の一元的な指揮のもとに各自衛隊の部隊が連携して行う統合作戦により対応する。

特に、現代戦においては、陸・海・空の領域に加えて宇宙・サイバー・電磁波の領域における作戦能力などを有機的に融合させることが重要である。また、グレイゾーン事態といった平時でも有事でもない幅広い状況やハイブリッド戦にも迅速かつ的確に対応していくことが必要である。

このため、統合作戦司令官は、防衛大臣の命令を受け、陸・海・空自の主要部隊や、宇宙、サイバー領域などで

活動する部隊を平素から一元的に指揮し、事態の状況や推移に応じた柔軟な防衛態勢を迅速に構築する。また、作戦全般を掌握し、所要の指揮官に任務を付与するとともに、必要な戦力を各指揮官に配分して、迅速かつ効果的に統合作戦を行う。

主な統合作戦としては、島嶼^{しよ}を奪回するための水陸両用作戦や反撃能力を活用した作戦、ミサイル防衛のための作戦などがあり、例えば、水陸両用作戦については、海上から島嶼などへ陸上部隊を上陸させるために、陸自の水陸機動部隊と海自の輸送部隊が連携して行動する。

□ 参照 図表Ⅲ-1-1-1（自衛隊の統合作戦の一例（イメージ））、Ⅱ部2章2節1項(1)ア（わが国の防衛力の抜本的な強化）

図表Ⅲ-1-1-1 自衛隊の統合作戦の一例（イメージ）



2節3項（無人アセット防衛能力の強化）

2 陸・海・空領域における対応

(1) 防空のための作戦

周辺を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相¹から、わが国に対する本格的な侵攻が行われる場合、まずは敵の航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われると考えられる。このため自衛隊は、警戒管制レーダーや早期警戒管制機²（AWACS）^{エーワックス}（Airborne Warning and Control System）などによりこれらの攻撃を早期に探知し、戦闘機や地对空ミサイルにより遠方で迎撃し、国民や領土に対する被害を防ぐ。

(2) 周辺海域の防衛のための作戦

わが国に対する武力攻撃は、航空攻撃に加えて、敵の艦船などによるわが国の船舶や領土への攻撃も行われると考えられる。これに対し、まずは、わが国に侵攻する敵の艦船などに対しては、早期かつ遠方において、スタンド・オフ・ミサイルにより対処する。そのうえで、周辺海域の防衛のための作戦は、洋上、沿岸海域や主要な海峡における対処と周辺海域の防空からなる。自衛隊はこれら各種作戦の成果を積み重ねて敵の侵攻を阻止し、その戦力を撃破または損耗させることにより、周辺海域を防衛する。

(3) 陸上の防衛のための作戦

航空侵攻や海上侵攻ののち、またはこれらと並行して、着上陸侵攻などが行われると考えられる。侵攻の様子は、海からの地上部隊の上陸や空からの空挺部隊の降下などが考えられる。これに対し、自衛隊はスタンド・オフ・ミサイルや無人アセットなどにより、沿岸海域や着陸地点などにおいてできる限り早期に敵の戦力を排除して着上陸を阻止する。また、万が一着上陸された場合には、これに加え、戦闘機による対地攻撃や陸自の火力をもって敵を排除する。

☐ 参照 2節1項（スタンド・オフ防衛能力の強化）

(4) 海上交通（シーレーン）の安全確保のための作戦

わが国は、資源や食料の多くを海外に依存しており、シーレーンは死活的に重要な生命線である。海上交通の安全確保のための作戦では、哨戒³や海峡・港湾の防備を実施する。

3 弾道ミサイル攻撃への対応

(1) 防衛省・自衛隊の対応

弾道ミサイル攻撃に対しては、警戒管制レーダーなどにより弾道ミサイルを探知し、イージス艦が搭載するSM-3による上層での迎撃と、ペトリオットPAC-3⁴による下層での迎撃を組み合わせた多層防衛を基本とした弾道ミサイル防衛（BMD）^{Ballistic Missile Defense}を行う。迎撃までの一連の指揮統制は、自動警戒管制システム⁵（JADGE）^{ジャッジ}により行われる。^{Japan Aerospace Defense Ground Environment}

北朝鮮は、弾道ミサイルなどの発射を繰り返している。これに対して、防衛省・自衛隊は、破壊措置命令⁶を発出し、PAC-3部隊を沖縄県に展開するなど、万が一の事態に備えて必要な態勢を整えてきた。また、弾道ミサイルなどの発射に際しては、防衛省から政府や関係機関へ速やかに情報共有を行うとともに、関連情報の収集や分析などを行っている。

☐ 参照 Ⅱ部4章3項5（弾道ミサイル等に対する破壊措置）

(2) 米韓との連携

弾道ミサイル攻撃への対応に際しては、在日米軍をはじめとする米国との平素からの協力が必要不可欠であり、これまで日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）において、BMD運用情報や関連情報についてリアルタイムでの共有などの措置や協力の拡大を決定してきた。

- 現代戦においては、航空作戦は作戦全般の勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行または並行して航空優勢を獲得することが必要である。
- 警戒管制システムや全方向を監視できるレーダーを装備する航空機。速度性能に優れ、航続時間も長いことから遠隔地まで飛行して長時間の警戒が可能。さらに高高度での警戒もできるため、見通し距離が長いなど、優れた飛行性能と警戒監視能力を持つ。空自は、B-767旅客機をベースにしたE-767を運用している。
- 敵の奇襲を防ぐための情報を収集するなどの目的をもって、ある特定海域を計画的に見回ること。
- PAC-3は、地对空誘導弾ペトリオットが運用するミサイルの一つであり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするミサイルである。なお、PAC-3と呼称する場合、ミサイルそのものを指す場合と、PAC-3を運用できるように改修したペトリオット・システムを指す場合がある。
- 全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてPAC-3やレーダーなどを統制し、指揮統制や通信機能の中核となるシステム。
- 2023年5月に弾道ミサイル等に対する破壊措置の実施に関する自衛隊行動命令を発出した。

実際に弾道ミサイルが発射された場合は、米軍から早期警戒情報⁷ (SEW) を受領するとともに、米軍がわが国に配備しているBMD用移動式レーダー (TPY-2レーダー)⁸ やイージス艦などが収集した情報の共有を受けるなど、日米は緊密に連携している。

また、2023年12月より、ミサイル警戒データのリアルタイム共有を通じて、北朝鮮が発射した弾道ミサイルなどの情報を日米韓3か国で常時継続的に共有することが可能になった。



海自護衛艦からのSM-3の発射



PAC-3部隊の機動展開訓練

4 宇宙領域における対応

衛星通信や測位、情報収集など宇宙領域を利用した各種機能の確保は、統合作戦を遂行する上で不可欠である。このため、自衛隊では、宇宙作戦団⁹が、宇宙航空研究開発機構 (JAXA)、米国などの同盟国や同志国の宇宙部隊などとも連携し、不審な衛星の監視やスペースデブリの把握など、宇宙に関する情報を収集・分析する宇宙領域把握 (SDA) の任務を行い、宇宙空間の安定的利用のための活動を行っている。

参照 2節4項1 (宇宙領域)、3節6項 (宇宙領域に関する取組)、1部4章3節1項 (宇宙領域をめぐる動向)



宇宙作戦団によるSDA任務

5 サイバー領域における対応

サイバー空間は、指揮統制や組織内ネットワークなど、軍事的にも利用される重要なインフラであり、わが国の防衛にとっても重要な領域である。周辺国をはじめとする各国は、攻撃主体の特定などが容易でなく、かつ、低コストで相手の活動を妨害できるサイバー攻撃能力の開発を進めているとみられる。このため自衛隊は、自衛隊サイバー防衛隊などが防衛省・自衛隊のネットワークを24時間態勢で監視し、サイバー攻撃に関する情報の収集や分析などを行うとともにサイバー攻撃などが発生した場合は速やかにその対処を行う態勢を維持している。

⁷ わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が解析して自衛隊に伝達する情報 (1996年4月から提供を受けている。)

⁸ 米軍はミサイル防衛システムの一部をわが国に配備している。具体的には、2006年、米軍車力通信所 (青森県) にTPY-2レーダー (いわゆる「Xバンド・レーダー」) が、同年10月には沖縄県にPAC-3が、2007年10月には青森県に統合戦術地上ステーションが配備された。加えて、2014年12月には、米軍経ヶ岬通信所 (京都府) に2基目のTPY-2レーダーが配備された。2018年10月には、第38防空砲兵旅団司令部が相模原 (神奈川県) に配置された。また、2015年10月、2016年3月と2018年5月には、米軍BMD能力搭載イージス艦が横須賀海軍施設 (神奈川県) に配備された。

⁹ 2026年3月に宇宙作戦群を廃止し、「宇宙作戦団」を新編した。



サイバー専門部隊による防衛省・自衛隊のネットワークの監視

6 電磁波領域における対応

電磁波は、指揮通信、警戒監視、情報収集、ミサイルの精密誘導などに利用されている。電磁波の活用範囲は、陸・海・空だけでなく宇宙やサイバー領域に至るまで広範囲に及ぶため、それぞれの領域における作戦を優位に進めるためには、電子戦能力の強化や電磁波管理を適切にして電磁波領域における優勢を確保することが重要である。このため自衛隊は、ネットワーク電子戦システム（NEWS）^{ニュース}やEP-3多用機、RC-2電波情報収集機などに^{Network Electronic Warfare System}により、敵による電磁波の利用の妨害や電磁波に関する情報の収集・分析などを行う。

【参照】 図表Ⅲ-1-1-2（電子戦と電磁波管理）、Ⅰ部4章3節3項（電磁波領域をめぐる動向）

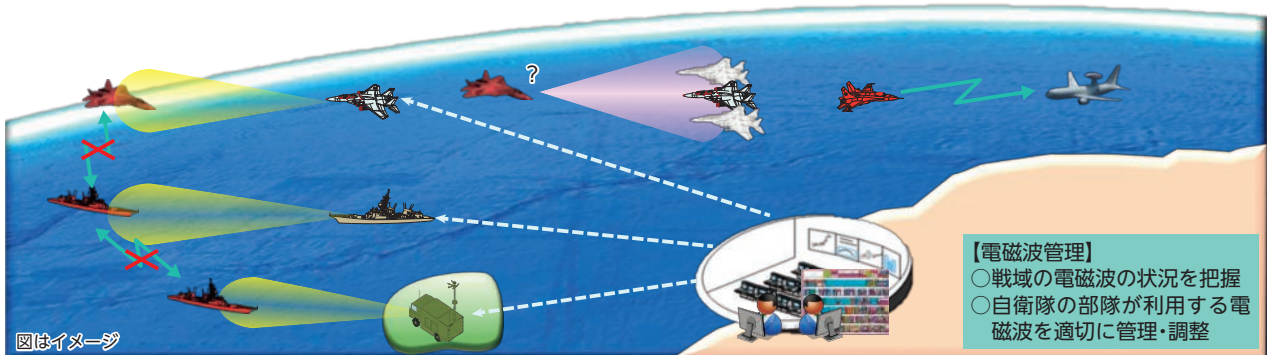
図表Ⅲ-1-1-2 電子戦と電磁波管理

【電子戦】

相手方の通信機器やレーダーなどに電波を発射することなどにより、相手方の通信などを低減・無効化

ステルス化などにより、相手の電磁波の影響を低減・無効化

相手方が利用する電波などの情報を収集、分析



【電磁波管理】

- 戦域の電磁波の状況を把握
- 自衛隊の部隊が利用する電磁波を適切に管理・調整

7 大規模テロや重要なインフラに対する攻撃などへの対応

(1) 基本的考え方

わが国は、高度に都市化しており、少人数による破壊活動でも都市の機能が大幅に低下し、国民の生活や社会経済に大きな影響が生じうる。特に大規模テロや原子力発電所などの重要なインフラに対する攻撃は、国民の生

命・身体・財産に対する深刻な脅威となる。これらの攻撃は、外国の武装工作員などによる不法行為¹⁰や、ゲリラ、特殊部隊による破壊工作など様々な態様でなされることが考えられる。

防衛省・自衛隊は、警察、海上保安庁、消防、地方公共団体などの関係機関と緊密に連携して、大規模テロや重要なインフラに対する攻撃に対処する。

これらのテロや攻撃に対しては、第一義的に警察機関

¹⁰ 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者。

が対処し、防衛省・自衛隊は必要に応じて警察機関を支援する。一般の警察力による対処が困難な場合は、防衛省・自衛隊が治安出動などにより対処し、さらにこれらのテロや攻撃がわが国に対する武力攻撃と認定された場合は、防衛出動により対処する。

(2) 武装工作員などへの対処

武装工作員などによる不法行為への対処にあたっては警察との連携が重要である。治安出動に関しては、自衛隊と警察の協力関係について定めた基本協定¹¹や、陸自の師団などと各都道府県警察との間で現地協定などを締結しており¹²、自衛隊は警察と緊密に連携して、施設の防護や武装工作員の捜索などを行う。このため、自衛隊と警察は全国各地で共同訓練を行っており、連携の強化を図っている。



武山駐屯地（神奈川県）における警察との共同訓練（2026年2月）

(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、民間の重要なインフラなどの破壊や民間人の襲撃、要人の暗殺などがあげられる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処にあたっては、自衛隊は、情報収集・警戒監視により、早期発見や兆候の察知に努め、原子力発電所を含む重要施設の防護を行うとともに、ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合は、速やかに部隊を展開し、捕獲または撃破する。

(4) CBRNE兵器への対処

化学・生物・放射性物質・核・爆発物（Chemical, Biological, Radiological, Nuclear and Explosive CBRNE）兵器などの大量破壊兵器については、弾道ミサイルなどの運搬手段や関連資器材とともに、テロリストや拡散懸念国などに拡散する危険性がある。わが国では、1995年に東京で起きた地下鉄サリン事件で化学剤が使用され、多くの民間人が被害を受けた。

わが国でCBRNE兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合は、防衛出動によりその排除や被災者の救援などを行う。また、武力攻撃には該当しないものの、一般の警察力で治安を維持することができない場合は、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣により、陸自の化学科部隊や衛生科部隊などを中心に情報収集、除染活動、医療活動などを関係機関と連携して行う。

2 力による一方的な現状変更の試みへの対応など

1 わが国周辺における常時継続的な情報収集・警戒監視

(1) 基本的考え方

わが国は、14,000あまりの島々で構成され、領海（内水を含む。）と排他的経済水域（EEZ）を合わせると世界第6位¹³の面積となる。防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつ切れ目なく対応するため、平素から領海・領空

とその周辺の海空域において情報収集や警戒監視を行っている。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、わが国の領海・領空とその周辺の海空域において、海自の哨戒機¹⁴や全国各所の空自のレーダーサイト、早期警戒管制機などにより、平素から24時間態勢で情報収集・警戒監視を行っている。また、

11 防衛庁（当時）と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」（1954年に締結。2000年に全部改正）。

12 2004年には、治安出動の際における武装工作員など事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。

13 各国の海外領土の持つ海域も当該国のものとする世界第8位とされる。

14 敵の奇襲を防ぐ情報収集などのために、見回することを目的とした航空機で、海自は、固定翼哨戒機としてP-3C哨戒機とP-1哨戒機を、回転翼哨戒機としてSH-60J哨戒ヘリコプター、SH-60K哨戒ヘリコプター、SH-60L哨戒ヘリコプターを保有している。

主要な海峡などでは、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが同様に警戒監視を行っている¹⁵。自衛隊は、これらの情報収集・警戒監視態勢に加え、必要に応じ、艦艇や航空機などを柔軟に運用するとともに、無人機を順次導入し、各種事態に即応できる態勢を維持している。

近年、尖閣諸島（沖縄県）周辺海域では、中国軍艦艇が活動を活発化させるとともに、中国海警船がわが国の領海への侵入を繰り返している。

また、わが国の領海や領海に近接した海域での中国軍艦艇の航行や、わが国周辺海域での中国軍空母の活動も続いている。2025年6月には、初めて硫黄島より東側の海域における空母1隻の活動や、空母2隻の太平洋側での活動を確認、公表した。さらに、同年12月には、中国空母の沖縄本島東方から奄美大島東方にかけての活動が初めて確認されている。また、同年11月には、3隻目の空母となる「福建」が就役するなど、中国は遠方の海空域における作戦遂行能力を着実に向上させているとみられる。

なお、防衛省・自衛隊は、警戒監視により得られた情

報を、海上保安庁を含む関係省庁に共有している。



尖閣諸島上空を警戒監視する海自哨戒機

参照 図表Ⅲ-1-1-3（わが国周辺海空域での警戒監視（イメージ））、3節5項（平素からの常時継続的な情報収集・警戒監視など）、資料15（中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺における活動状況）



解説

尖閣諸島について

尖閣諸島（沖縄県石垣市）は、歴史的にも国際法上も疑うことなきわが国固有の領土であり、現にわが国が有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。

日本政府は1895年に、他の国の支配が及ぶ痕跡がないことを慎重に確認した上で、国際法上正当な手段で尖閣諸島を沖縄県所轄とすることを閣議決定し、正式に領土に編入しました。中国が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、1968年に東シナ海に石油埋蔵の可能性があると国連の機関が指摘した後の1970年代以降であって、それまで何ら異議をとなえていませんでした。また、異議を唱えてこなかったことについて何ら説明を行っていません。

それにもかかわらず、中国政府所属船舶が2008年に初めて尖閣諸島周辺のわが国の領海に侵入して以降、わが国の嚴重な抗議にもかかわらず、依然として中国海警船などが領海侵入を繰り返しており断じて容認できません。尖閣諸島周辺のわが国領海での独自の主張をする中国海警船の活動は、そもそも国際法違反です。

このような力による一方的な現状変更の試みに対して、中国側の行動の改善を強く求めています。防衛省・自衛隊としては、国民の生命・財産およびわが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、引き続き、関係省庁と緊密に連携しながら、警戒監視に万全を期すとともに、冷静かつ毅然と対応していきます。



資料：令和7年度 外国海軍艦艇等の動向

URL：<https://www.mod.go.jp/js/activity/domestic/keikai2025.html>



¹⁵ 自衛隊による警戒監視活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと）に基づいて行われる。

図表Ⅲ-1-1-3 わが国周辺海空域での警戒監視（イメージ）



2 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

(1) 基本的考え方

国際法上、国家はその領空に完全かつ排他的な主権を有しており、わが国では自衛隊法の規定に基づき、第一義的に空自が対領空侵犯措置を実施している。

参考 Ⅱ部4章3項7（領空侵犯に対する措置）

(2) 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進（スクランブル）させ、その航空機の状況を確認し、必要に応じてその行動を監視している。さらに、この航空機が実際に領空を侵犯した場合には、無線

などにより退去の警告などを行っている。

2025年度の空自機による緊急発進回数は595回（中国機に対し366回、ロシア機に対し214回、その他15回）であった。

近年、中国機の飛行形態は多様化し、その活動範囲は東シナ海のみならず、太平洋や日本海の上空にも拡大している。

また、2019年以降、中露両軍の爆撃機などによるわが国周辺での長距離にわたる共同飛行が計9回確認されている。2025年12月には、中露の爆撃機が東シナ海から沖縄本島と宮古島の間を通過して、太平洋上を四国沖まで長距離にわたり飛行した。中露の爆撃機が、共同で四国沖まで進出したのはこれが初めてである。

このように、中国機とロシア機はわが国周辺で活発に活動を継続していることから、防衛省・自衛隊はその動向を注視しつつ、対領空侵犯措置に万全を期していく。



スクランブルに対応する様子

(3) 中国機とロシア機による領空侵犯

2024年8月、中国軍のY-9情報収集機1機が男女群島（長崎県）沖の領空を侵犯した。また、同年9月、ロシア軍のIL-38哨戒機1機が3度にわたり礼文島（北海道）北方の領空を侵犯し、空自が戦闘機を緊急発進させ対応するとともに、対領空侵犯措置では初めてフレアによる

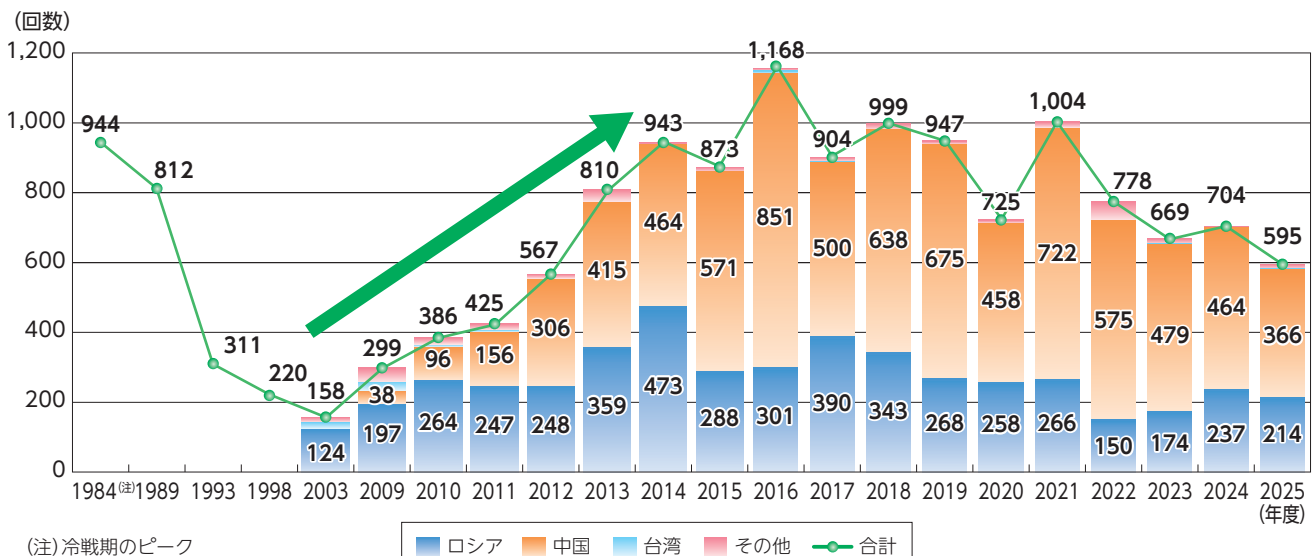
警告を行った。

さらに2025年5月には、尖閣諸島周辺のわが国領海に侵入した中国海警船から発艦したヘリコプター1機が同諸島周辺の領空を侵犯したため、海上保安庁巡視船より当該ヘリコプターに対する退去警告などを実施するとともに、空自が戦闘機を緊急発進させ対応した。なお、中国のヘリコプターによる領空侵犯が生じたのは初めてである。

これらの領空侵犯は、わが国の主権の重大な侵害であるだけでなく、国民の安全を脅かすものであり、全く受け入れることはできない。わが国政府は、中国政府とロシア政府に対し、極めて厳重に抗議し、再発防止を強く求めた。

参照 図表Ⅲ-1-1-4（冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳）、図表Ⅲ-1-1-5（緊急発進の対象となったロシア機と中国機の飛行パターン例（2025年度））、図表Ⅲ-1-1-6（わが国と周辺国・地域の防空識別圏（ADIZ）（イメージ））、I部3章2節2項6（2）（わが国周辺海空域における軍の動向）、I部3章3節3項1（中国との関係）

図表Ⅲ-1-1-4 冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳



資料：UNIT-1 航空警戒管制

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=DKd7UEU73rM>

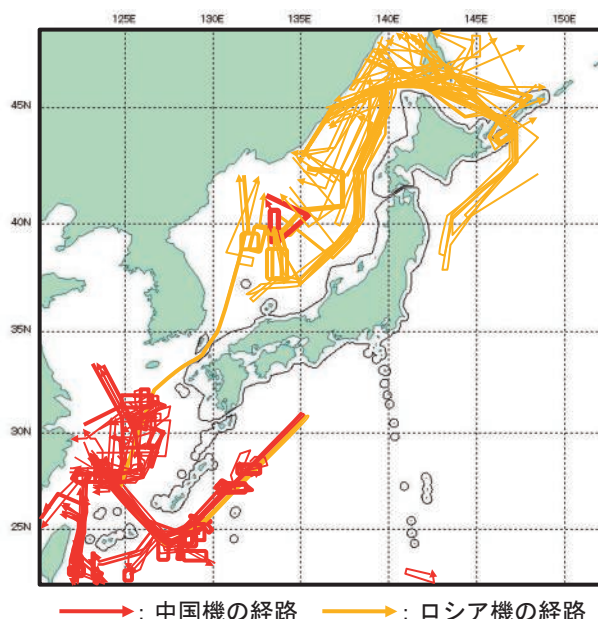


資料：2025年度 年度緊急発進状況

URL：<https://www.mod.go.jp/js/activity/domestic/Scramble2025.html>

図表Ⅲ-1-1-5

緊急発進の対象となったロシア機と中国機の飛行パターン例（2025年度）



(4) 中国軍機による自衛隊機への特異な接近など

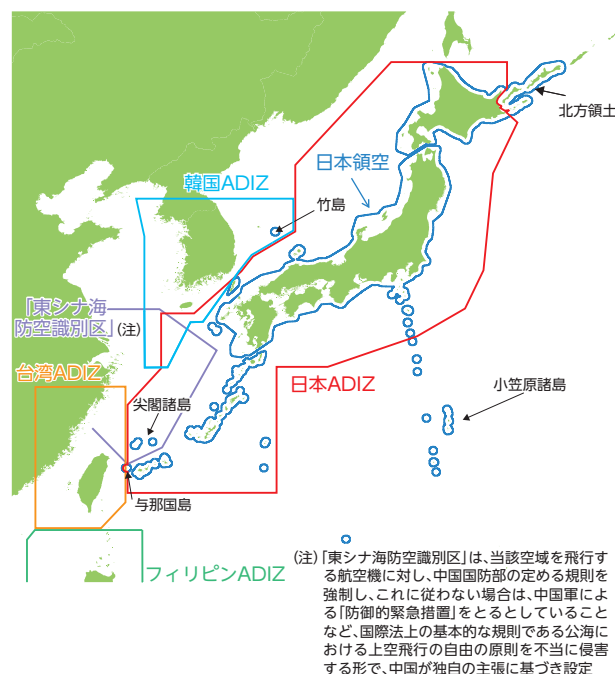
中国軍機による自衛隊機に対する特異な接近やレーダー照射などの事案も生起している。

2025年6月、太平洋上の公海上空において、警戒監視を行っていた海自哨戒機に対し、中国軍空母「山東」搭載の戦闘機が追従し、高度差がない状態で水平距離約45mまで近接するとともに、海自哨戒機の前方約900mを横切った。また、同年7月には、東シナ海の公海上空において、中国戦闘爆撃機による空自情報収集機に対する特異な接近が生起した。これらは、偶発的な衝突事故を誘発する可能性があり、中国軍機が立て続けにこうした飛行を行ったことを深刻に懸念している。

さらに、同年12月には、沖縄本島南東の公海上空で中国空母「遼寧」から発艦した戦闘機が空自の戦闘機に対してレーダー照射を約30分にわたり断続的に行う事案が生起した。これは、当時、当該空母から発艦した中国軍に対して自衛隊機が対領空侵犯措置を適切に実施していたなかで生起したものであり、危険な行為である。これに伴い、小泉防衛大臣は、オーストラリア、イタリア、ニュージーランドなどに対し、同月に発生した中国

図表Ⅲ-1-1-6

わが国と周辺国・地域の防空識別圏（ADIZ）（イメージ）



軍機による自衛隊機へのレーダー照射事案や、同時期に行われた中露爆撃機による共同飛行について説明し、強い懸念を共有した。

3 領海や内水内を潜水航行する潜水艦への対応など

(1) 基本的考え方

わが国の領水内¹⁶で潜水航行する外国潜水艦に対しては、海上警備行動を発令して対処する。このような潜水艦に対しては、国際法に基づき、海面上を航行し、かつ、その旗¹⁷を掲げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外への退去を要求する。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、哨戒機や艦艇などによりわが国周辺海域の警戒監視を行っており、わが国の領水内を潜水航行する外国潜水艦を探知した場合は、識別・追尾し、国際法に違反する潜水航行を認めないとの意思を示す能力や、水深が浅い海域においても対処できる能力の維持・向上を

16 領海と内水

17 海洋法に関する国際連合条約第20条「潜水船その他の水中航行機器は、領海においては、海面上を航行し、かつ、その旗を掲げなければならない。」

図っている。

2004年、先島諸島（沖縄県）周辺のわが国の領海内を潜水航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を発令し、海自艦艇などが、潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した¹⁸。防衛省・自衛隊は、わが国の領水内を潜水航行する外国潜水艦に対応するため、警戒監視態勢を維持するとともに対応能力を向上させていく。

4 武装工作船などへの対応

(1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船（不審船）には、海上保安庁が第一義的に対応するが、海上保安庁が対応できない、または対応が著しく困難となる場合には、海上警備行動により、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対応することになる。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、1999年の能登半島（石川県）沖での不審船事案や2001年の九州南西海域での不審船事案などの教訓を踏まえ、様々な取組を行っている。海自は、特別警備隊¹⁹の編成や護衛艦などへの機関銃の装備などを行ったほか、1999年に防衛庁（当時）と海上保安庁が策定した「不審船に係る共同対応マニュアル」に基づき、海上保安庁と定期的に共同訓練を行うなど、連携の強化を図っている。

5 認知領域を含む情報戦への対応

(1) 基本的考え方

近年、国際社会においては、偽情報の流布や、政府の信頼低下や社会の分断を狙った情報の拡散などにより、人の認知に働きかけ、世論や政府の意思決定に影響を及ぼす情報戦への懸念が高まっている。ロシアや中国などの情報戦を行う国は、自身にとって好ましい情報を発信することで、自らに有利な安全保障環境を構築することを目指しているとみられる。わが国は、偽情報の拡散など認知領域を含む情報戦への対応能力を強化することとしている。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、認知領域を含む情報戦に対して平素から、①情報機能を強化することで、多様な情報収集能力を獲得しつつ、②諸外国による偽情報の流布をはじめとしたあらゆる脅威に関して、その真偽や意図などを見極め、様々な手段で無力化などの対応を行うとともに、③同盟国・同志国などとの連携のもと、あらゆる機会を捉え、適切な情報を迅速かつ戦略的に発信する、といった手段を通じて、わが国の意思決定への影響を防ぎつつ、望ましい安全保障環境を構築していく。

なお、わが国の信頼を損なうような取組（SNSなどによる偽情報の流布、世論操作、謀略など）は行わない。

防衛省・自衛隊においては、情報戦対応の中心的役割を情報本部が担うこととし、様々な情報を継続的に収集・分析するとともに、情報の真偽を見極め、適切な情報を発信するなど、必要な措置を講じている。

6 「瀬取り」への対応

(1) 基本的考え方

国連加盟国は、国連安保理決議第2375号により、北朝鮮籍船舶による洋上での物資の積替え（いわゆる「瀬取り」）に関与することが禁止されている。これは、「瀬取り」により、北朝鮮が国連安保理決議に基づく制裁を逃れて密輸することを防ぐ狙いがある。

わが国は、北朝鮮による完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法による、全ての大量破壊兵器と弾道ミサイルの廃棄の実現に向け、米国や韓国のみならず、国際社会と密接に連携しながら「瀬取り」に対応し、国連安保理決議の実効性を確保していくこととしている。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊においては、海自が、国連安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集を行っており、関係省庁、関係国および関係国際機関と緊密に協力している。その結果、北朝鮮籍タンカーと外国籍タンカーなどが東シナ海の公海上で接舷（横付け）している様子を、2018年以降、2026年3月末までの間に計24回確認した。これらの船舶は「瀬取り」を行っていたことが強く疑われ

¹⁸ このほか、2018年、尖閣諸島周辺のわが国の接続水域において、中国潜水艦による潜水航行が初確認された。さらに、2021年には、中国国籍と推定される潜水艦が、奄美大島（鹿児島県）周辺のわが国の接続水域内を潜水航行しているのを確認し、海自護衛艦と哨戒機が警戒監視を行った。

¹⁹ 海上警備行動下において不審船の立ち入り検査を行う際に不審船の武装解除などを行うための専門の部隊（2001年3月に新編）。

るとの認識に至ったため、関係国への情報提供や対外公表を行っている。

北朝鮮籍船舶による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対しては、近年、国際的な関心が高まってきており、2018年以降、米国や韓国をはじめ、オーストラリア、カナダ、英国、ニュージーランド、フランス、ドイツ、オランダ、イタリアが、わが国周辺海域に艦艇や航空機を派遣し、警戒監視活動を行っている。防衛省・自衛隊は、引き続き関係国と緊密に協力し、国連安保理決議の実効性を確保していく。

7 シーレーンの安定的利用を確保するための取組

(1) 海賊対処の取組

ア 海賊対処の意義と国際社会の取組

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食料の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては、看過できない問題である。

わが国は、海賊行為に対し、第一義的には警察機関である海上保安庁が対処し、海上保安庁では対処できない、または著しく困難と認められる場合には、自衛隊が対処することとしている。

この点、ソマリア沖・アデン湾における海賊行為については、海上保安庁が対処することが困難であることから、自衛隊の部隊を派遣し、海賊対処を行ってきている。

同海域は、わが国を含む国際社会にとって、欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路（シーレーン）であるが、人質の抑留による身代金獲得などを目的に、機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊事案が多発していた。これを受けて、2008年以降に採択された一連の国連安保理決議により、各国に対し、海賊行為を抑止するための行動、特に軍艦や軍用機の派遣が要請されたことを踏まえ、これまでに、わが国や米国を含む約30か国が軍艦などを派遣している。

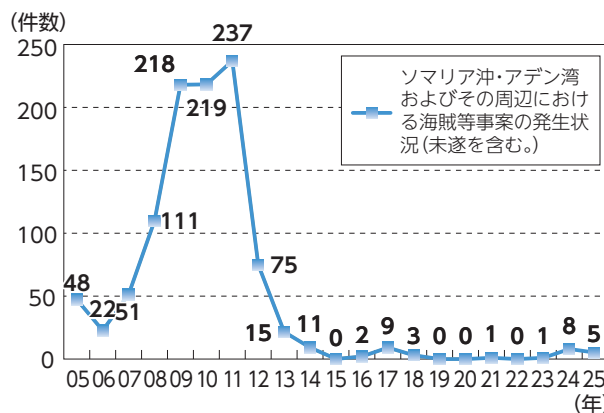
海賊対処のための国際的な取組としては、多国籍部隊の第151連合任務群が、同じく海賊対処を担うEU海上部隊（EUNAVFOR）と連携し、作戦地域の沿岸国の領域外において海賊対処にあたっている。

こうした国際社会の取組により、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数はピーク時に比べて低い水準で推移しているが、2024年には8件、2025年には5件の事案（ハイジャックを含む。）が発生している。また、海賊を生み出す根本的な原因であるソマリア国内の貧困などはいまだ解決されておらず、海賊による脅威は引き続き存在しており、依然予断を許さない状況となっていること、ソマリア自身の海賊取締能力もいまだ不十分であることから、わが国としても、極めて重要なシーレーンにおける航行の安全確保に万全を期すとともに、国際社会の平和と安定に貢献するため、引き続き諸外国の部隊を含む国際社会と連携して海賊対処行動を確実に行っていく必要がある。

参照 図表Ⅲ-1-1-7（ソマリア沖・アデン湾およびその周辺における海賊等事案の発生状況（未遂を含む）、Ⅱ部4章3節4（海賊対処行動））

図表Ⅲ-1-1-7

ソマリア沖・アデン湾およびその周辺における海賊等事案の発生状況（未遂を含む。）



（注） 資料は、国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）のレポートによる。

イ わが国の取組

2009年、ソマリア沖・アデン湾においてわが国の関



資料：わが国における国連安保理決議の実効性の確保のための取組

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/sedori/index.html>

係船舶を海賊行為から防護するために海上警備行動が発令され、護衛艦²⁰とP-3C哨戒機²¹を派遣して直接護衛などを開始した。さらに、同年、海賊対処法²²が施行され、全ての国の船舶を海賊行為から防護できるようになったほか、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するため、他の手段がない場合、合理的に必要な限度において武器の使用が可能となった。

防衛省・自衛隊は、海賊対処部隊として派遣海賊対処行動水上部隊（水上部隊）、派遣海賊対処行動航空隊（航空隊）、派遣海賊対処行動支援隊（支援隊）を派遣し、現地において活動している。

水上部隊は、護衛艦により、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護衛するエスコート方式と、状況に応じて割り当てられたアデン湾内の特定の区域で警戒にあたるゾーンディフェンス方式により、航行する船舶の安全確保に努めている。護衛艦には海上保安官も同乗²³している。

航空隊は、P-3C哨戒機により、第151連合任務群司令部との調整で決定した飛行区域において警戒監視を行っている。不審な船舶を確認した際は、海自護衛艦や他国艦艇、民間船舶に情報を提供し、求めがあればただちに周囲の安全を確認するなどの対応をとっている。また、収集した情報は、常時、関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

支援隊は、航空隊を効率的かつ効果的に運用するために整備された、ジブチ共和国における自衛隊の活動拠点（ジブチ国際空港北西地区）において、警備や拠点の維持管理などを行っている。

また、これらの部隊を支援するため、必要に応じ空輸隊などを組織し、空自の輸送機により物資などを輸送している。

なお、ジブチの活動拠点については、国家安全保障戦略などにおいて、ジブチ政府の理解を得つつ、在外邦人等の保護にあたっても活用していくこととされた。2023年には、「中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について」が閣議決定され、現地の海賊対処部隊には、装備品などの集積・管理など、在外邦人等の保護措置および輸送の可能性を見据えた臨時の態勢整備の任務が新たに追加された。

□ 参照 3節8項（在外邦人等の保護措置および輸送への対応）、Ⅱ部4章3項4（海賊対処行動）、資料12（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限など）

ウ 活動実績とわが国の取組に対する評価

海賊対処を行う各国部隊との連携強化や自衛隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、2014年以降、防衛省・自衛隊は、第151連合任務群と連合海上部隊の各司令部に要員を派遣している。このうち、第151連合任務群には、これまでに4度（2015年、2017年、2018年、2020年）、自衛隊から司令官を派遣した。

水上部隊が護衛した船舶は、2026年3月31日現在で4,076隻（海上警備行動に基づく護衛実績である121隻を含む。）であり、航空隊は、同日現在で飛行回数3,549回、延べ飛行時間約25,240時間、船舶や海賊対処に取り組む諸外国への情報提供16,657回の活動を行っている。

自衛隊による海賊対処行動は各国首脳などから感謝の意が表されるなど国際社会から高く評価されているほ



資料：海賊対処への取組

URL：<https://www.mod.go.jp/js/activity/overseas.html>



資料：海賊から船舶を守れ

URL：https://www.youtube.com/watch?v=9-VIPG_jsMc



資料：ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=0GvdTkufJwU&feature=youtu.be>



20 2016年12月以降、2隻から1隻に変更。

21 2023年12月以降、2機から1機に変更。

22 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

23 海自護衛艦に海上保安官8名が同乗し、必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行っている。

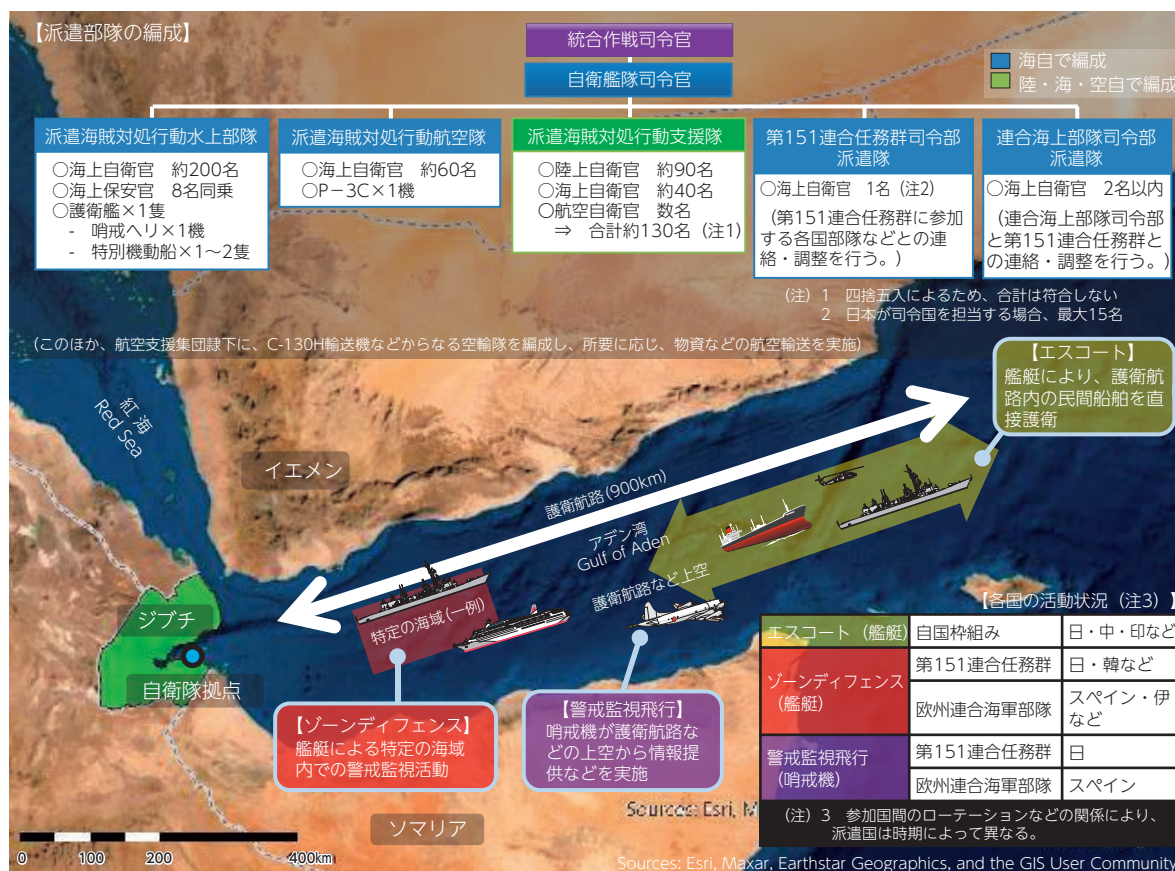
か、海賊対処に従事する現場の海自護衛艦に対し、護衛を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心して航行できた旨の感謝や、引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せられている。また、一般社団法人日本船主協会などからも日本関連船舶の護衛に対する感謝の意とともに、引き続き海賊対処に万全を期して欲しいと

の要請を継続的に受けている。

防衛省・自衛隊は、引き続き諸外国の部隊を含む国際社会と緊密に連携し、海賊対処行動を確実にを行い、シーレーンの安定的な利用の確保を図っていく。

【参照】 図表Ⅲ-1-1-8（派遣部隊の編成・自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ））

図表Ⅲ-1-1-8 派遣部隊の編成・自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ）



（2）中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集

ア 中東地域への自衛隊派遣の経緯

中東地域の平和と安定は、わが国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、わが国の原油輸入量の約9割を依存する中東地域での日本関係船舶の航行の安全を確保することは、わが国にとっても非常に重要である。

中東地域では、緊張が高まるなか、船舶を対象とした攻撃事案が生起し、2019年には、オマーン湾において日本関係船舶の被害も発生した。このような状況のもと、米国や

欧州諸国などの各国は、中東地域において艦船、航空機などを活用し、船舶の航行の安全のための取組を進めている。

これらを踏まえ、わが国は、2019年、「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」を閣議決定した。そのなかで、わが国独自の取組として、①中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けたさらなる外交努力、②関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底、③日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集態勢を強化するための自衛隊の艦艇および航空機の活用について政府一体となった総合的な施策を行うこととしている。

イ 防衛省・自衛隊の活動

防衛省・自衛隊による情報収集活動は、オマーン湾、アラビア海北部、バブ・エル・マンドブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（沿岸国の排他的経済水域（EEZ）を含む。）を活動海域とし、現在は海賊対処部隊の護衛艦とP-3C哨戒機を活用して行っている。

本情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するものであり、不測の事態の発生など、状況が変化する場合への対応としての海上警備行動の発令の可否にかかる判断や、発令時の円滑な実施に必要なものである²⁴。具体的には、活動海域を航行する船舶の船種、船籍、位置、針路、速力などを確認し、不審な船舶の存在や不測事態の兆候といった、船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報やその他必要な情報を収集している。

防衛省・自衛隊が収集した情報は、内閣官房、国土交通省、外務省をはじめとする関係省庁に共有しているほか、官民連絡会議などを通じて関係業界にも共有するなど、政府としての航行安全対策に活用されている。

本情報収集活動の態勢については、現在、護衛艦1隻とP-3C哨戒機1機が、海賊対処行動と本情報収集活動

を兼務している。

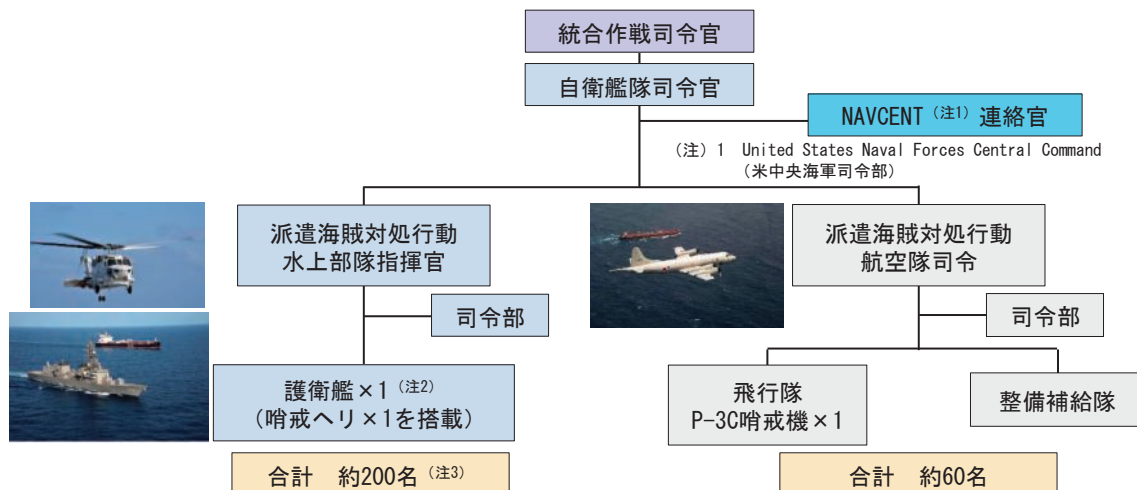
本情報収集活動におけるこれまでの活動実績について、2026年3月31日現在、水上部隊が確認した船舶数は累計97,750隻、航空隊が確認した船舶数は累計94,711隻となっている。

中東地域では、高い緊張状態が続いていること、また、米国などによる海洋安全保障イニシアティブをはじめ、各国も活動を継続していることなどを踏まえ、2020年以降、政府は自衛隊の活動期間を毎年約1年延長している。

なお、期間満了前に、日本関係船舶の航行の安全確保の必要性に照らし、自衛隊による活動が必要と認められなくなった場合には、その時点において活動を終了するほか、情勢に顕著な変化が見られた場合は、国家安全保障会議において対応を検討することとしている。

□ 参照 図表Ⅲ-1-1-9（中東地域における情報収集活動に従事する部隊）、図表Ⅲ-1-1-10（自衛隊による情報収集のための活動（イメージ））、I部3章11節2項2（1）（中東地域における海洋安全保障）、資料16（中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について）

図表Ⅲ-1-1-9 中東地域における情報収集活動に従事する部隊



資料：中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組

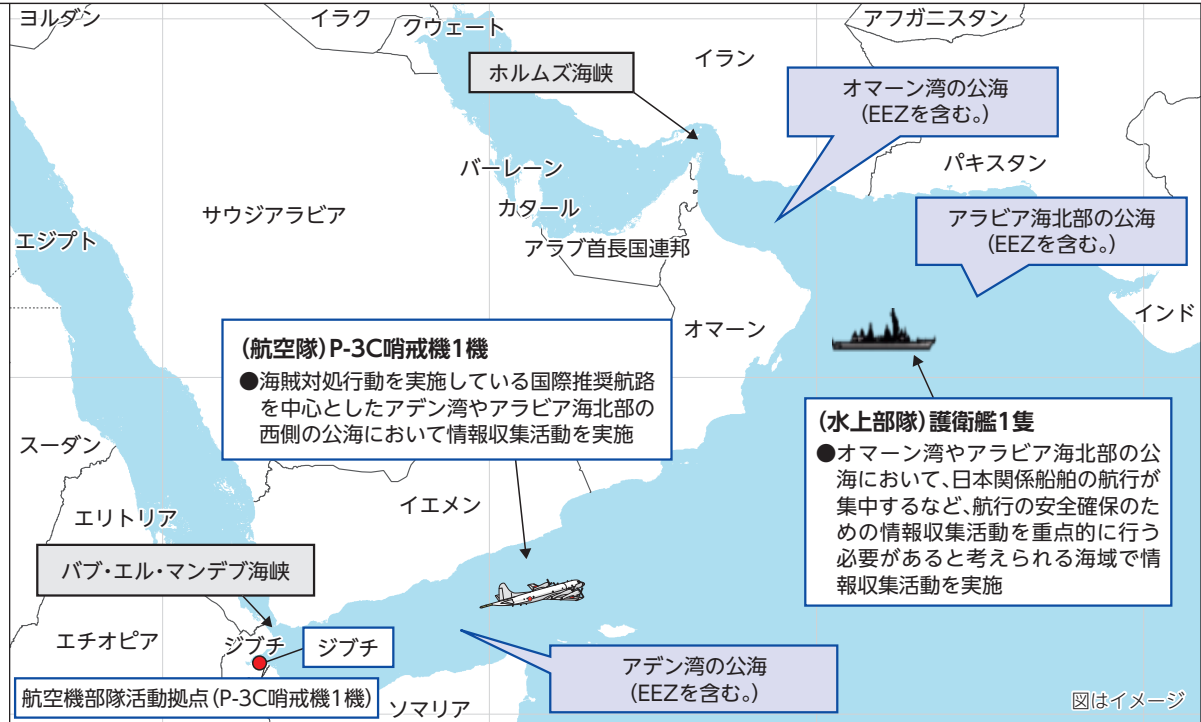
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/m_east/index.html



24 本情報収集活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号の規定（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。）に基づいて行っている。

図表Ⅲ-1-1-10 自衛隊による情報収集のための活動（イメージ）

- 活動の目的: 政府の航行安全対策の一環として、日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集
- ※不測の事態が発生するなど状況が変化し、自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、海上警備行動を発令して対応（保護対象は日本関係船舶（注）とし、個別具体的な状況に応じて対応）
- 運用アセット: 護衛艦1隻（哨戒ヘリ1機搭載）およびP-3C哨戒機1機（派遣海賊対処行動部隊の艦艇と航空機を活用）
- ⇒実際の現場海域における船舶の航行状況や周辺海域の状況、特異事象の有無などについて、継続的に情報を収集することが可能
- 情報収集活動地域: オマーン湾、アラビア海北部、バブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（EEZ（排他的経済水域）を含む）



（注）日本籍船や日本人が乗船する外国籍船のほか、わが国の船舶運航事業者が運航する外国籍船またはわが国の積荷を輸送している外国籍船であってわが国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう。

ウ 関係国との連携など

中東地域における日本関係船舶の航行の安全を確保するための効果的な対応について、原油の安定供給の確保や、米国やイランとの関係といった点を踏まえ、総合的に検討した結果、わが国は、米国などによる海洋安全保障イニシアティブには参加せず、わが国独自の取組を行うこととしている。一方、同盟国である米国とはこれまでも緊密に連携しており、米中央海軍司令部に海上自衛

官1名を連絡官として派遣し、情報共有を行っている。

わが国独自の取組として行っている本情報収集活動は、イランを含む沿岸国の理解を得ることが重要であり、これまでもこの活動について、透明性をもって説明してきている。また、中東地域における船舶の航行の安全確保については、沿岸国の役割が重要であり、わが国の取組について、沿岸国に働きかけ、理解を得てきている。